

山形県高等学校体育連盟海外派遣激励費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒並びに教職員に係わる海外派遣激励費（以下激励費という）に関することを定める。

(事 務 局)

第2条 この激励費を取り扱う事務局は、山形県高等学校体育連盟の事務局に置く。

(目 的)

第3条 この激励費は、国外で開催される次の大会に、日本代表として参加する選手（監督等を含む）に対して支給する。

《対象とする大会》

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 オリンピック大会 | 2 アジア大会 |
| 3 世界選手権大会（ジュニア大会を含む） | 4 その他2国間以上の国際大会 |

(基 金)

第4条 この激励費の経費は、山形県高等学校総合体育大会の参加者1人40円・その他をもってあてる。

(激 励 費)

第5条 1人につき20,000円を支給する。

(申請手続)

第6条 激励費の申請は、別紙申請書に派遣要項を添え、山形県高等学校体育連盟会長に提出するものとする。

(会 計)

第7条 この激励費の会計は、特別会計とする。

第8条 この激励費の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 この激励費の会計は、山形県高等学校体育連盟監事の監査を受けなければならない。

(規程の変更)

第10条 この激励費規程の変更は、山形県高等学校体育連盟評議員会の承認を得るものとする。

附 則

平成5年4月 1日より施行

平成9年2月20日一部改正